

# 使用済自動車に係る自動車重量税還付制度 について

平成 16年 9月

自動車交通局管理課

## < 目 次 >

### .総論

1. 使用済み自動車に係る自動車重量税の還付制度創設趣旨について	1
2. 廃車還付制度の創設の経緯について	1
3. 廃車還付制度の法的根拠について	1
4. 廃車還付制度はいつから施行となるのか	1
5. 廃車還付制度の対象となる車種は何か	2
6. 廃車還付制度によって自動車重量税が還付される場合は、どのような場合か	2
7. 還付の条件である適正解体の確認はどのように行うのか	2
8. 還付金を受ける者は誰になるのか	2
9. 最終所有者が自動車重量税を直接納付した者でなくても最終所有者に対して 還付されるのか	3
10 最終所有者が登録ファイル上の所有者と異なる場合は、何をもちて最終所有者 (申請者)を確認するのか	3

### .還付申請手続

11 還付申請はどのように行えばよいのか	4
12 還付申請の永久抹消登録申請又は解体の届出の後日の提出は認められる のか	4
13 解体報告記録がなされたことを知った日から15日以内に永久抹消登録申請 又は解体届出をしなければならないが、これが遅れた場合、還付申請はいつ までできるのか	4
14 なぜ、還付申請書は運輸支局等を経由して提出するのか	4
15 還付申請に必要な書類	5
16 還付申請はどのように行えばよいのか	5
17 還付申請書の「氏名又は名称」欄に文字数が納まらない場合はどうすれば良い のか。また、住所コードの設定のない場合はどうか	5
18 還付申請書に記載する振込先口座について	5
19 還付金を郵便局の窓口で受け取る場合はどうすればよいのか	6
20 還付申請書には「還付を受けようとする額」をあらかじめ記載しなくても良いのか	6

21 代理人が還付申請する場合はどのような書類が必要か	6
22 還付金の受領権限を委任することが出来るか	7
23 使用済自動車が共同所有の場合はどのような書類が必要か	7

#### .還付額の計算方法

24 還付を受けようとする額の計算方法について	8
25 還付を受けようとする額の計算に必要な「自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税額」はどのようにして把握するのか	8
26 還付を受けようとする金額の計算における起算の初日はどの時点になるのか	8
27 還付を受けようとする金額の計算例	9

#### .還付事務

28 所轄税務署での還付事務	9
29 申請後、還付があるまでの期間はどのくらいか	9
30 還付額に関する問合せへの対応は何処が行なうのか	10
31 還付額等に対する不服申立てはどこに対して行えばよいのか	10
付録 1 . 図、表、様式等	11
付録 2 . 参照条文	24

1. 使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度の創設趣旨について。

今回創設された使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度（以下「廃車還付制度」という。）は、国内で年間約400万台排出される使用済自動車について、不法投棄を防止し自動車のリサイクルの促進を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）（以下「自動車リサイクル法」という。）の制定に伴い、最終所有者がその使用済自動車を引取業者に引き渡す経済的なインセンティブ措置として設けられたものである。

2. 廃車還付制度の創設経緯について。

自動車重量税の性格は、自動車が車検を受けること等によって走行可能になるという法的地位あるいは利益を受けることに着目して課税される一種の権利創設税であるという考え方により、廃車した場合の還付制度は認められていなかったが、平成14年度税制改正において、使用済自動車の不法投棄防止及び自動車リサイクルの促進の観点から、自動車リサイクル法の制定及び道路運送車両法の改正に伴い、廃車還付制度の創設が例外的に認められたところ。

3. 廃車還付制度の法的根拠について。

廃車還付制度は、自動車重量税法の特例措置として租税特別措置法（以下「租特法」という。）第90条の12で規定。なお、租特法の改正は、自動車リサイクル法附則第15条において行われた。

また、還付の要件、還付額の計算方法、還付申請書の記載事項等については、租特法施行令第51条の2で規定。

4. 廃車還付制度はいつから施行となるのか。

廃車還付制度は、自動車リサイクル法の施行と同時の平成17年1月1日から施行となり、同日以後に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用される。なお、道路運送車両法の新たな抹消登録制度も同時に施行となる。

#### 5. 廃車還付制度の対象となる車種は何か。

廃車還付制度の対象車種については、自動車リサイクル法において使用済自動車のリサイクルが義務付けられたものとなる。車両法の車種区分でいうと、被けん引自動車を除く普通自動車、被けん引自動車及び二輪自動車を除く小型自動車、検査対象軽自動車となる。

したがって、二輪の小型自動車、大型特殊自動車、検査対象外軽自動車、被けん引自動車などは還付制度の対象とはならない。【表】(22P)

#### 6. 廃車還付制度によって自動車重量税が還付される場合は、どのような場合か。

自動車検査証の有効期間内に使用済みとなった使用済自動車が、自動車リサイクル法に基づきリサイクルシステムにより適正に解体処理されたことが、改正道路運送車両法(以下「車両法」といふ。)の永久抹消登録等によって確認された場合に、申請により、自動車検査証の有効期間の残期間に相当する自動車重量税額が還付される。(租特法施行令第51条の2第1項)

永久抹消登録等によって確認された場合とは、登録自動車にあっては車両法第15条に規定する永久抹消登録のうち解体を事由とするもの又は車両法第16条第3項の規定による届出のうち解体を事由とするものがされた場合、検査対象軽自動車にあっては車両法第69条の2第1項の規定による届出のうち解体を事由とするものがされた場合をいう。

したがって、輸出の場合は還付対象とはならない。

#### 7. 還付の条件である適正解体の確認はどのように行うのか。

還付申請は、永久抹消登録申請又は解体の届出の際に永久抹消登録申請書又は解体の届出書と一体となった還付申請書に、還付申請するために必要となる事項を記載して行う。

適正解体の確認は、提出された永久抹消登録申請書又は解体の届出書に記載された自動車登録番号、車台番号及び移動報告番号をもとに、運輸支局及び自動車検査登録事務所(以下「運輸支局等」といふ。)が自動車登録検査業務電子情報処理システム(以下「MOTAS」といふ。)により、リサイクルシステムを管理する情報管理センターへ照会(車両法第99条の3)することによって行う。

#### 8. 還付金を受ける者は誰になるのか。

廃車還付制度においては、還付金は、使用済自動車を引取業者に引き渡した者、すなわ

ち使用済自動車の所有者(以下「最終所有者」又は「申請者」といふ。)に対して還付される(租特法第90条の12第1項)。これは、自動車リサイクル費用を負担する最終所有者に自動車重量税を還付することによって、自動車リサイクル制度のインセンティブ効果を期待するものである。

9.最終所有者が自動車重量税を実際に納付した者でなくても最終所有者に対して還付されるのか。

最終所有者であれば還付を受けることができる(問9参照)。車検時において、自動車重量税を実際に納付した者であるか否かは問わないこととされている。

したがって、自動車の所有者と使用者が異なる場合には、自動車のリサイクルを促進する観点から使用済自動車の引渡義務を負っている所有者に対して還付される。(租特法第90条の12第1項)

《参考》

1. 最終所有者が自動車検査証の有効期間のある自動車の譲渡を受ける場合、通常、旧所有者へ車両価格の他に相当の対価を支払って、走行が可能となる自動車重量税の法的地位も譲渡されるので、最終所有者が自動車重量税を納付したものとみなして、最終所有者に対して還付されると解することが妥当。
2. 還付金は、使用済自動車の引渡義務者であり再資源化預託金の預託義務者である最終所有者に還付されるものであるが、割賦販売等による所有権留保付き自動車の場合、最終所有者であるディーラー等は再資源化預託金を使用者に請求して預託する場合が考えられ、そのような場合には、ディーラー等は還付額を賦払金残高において勘案することが妥当。

10.最終所有者が登録ファイル上の所有者と異なる場合は、何をもって最終所有者(申請者)を確認するのか。

還付金を受けることができる者は当該使用済自動車の最終所有者であり、還付申請と同時に提出される永久抹消登録申請又は解体届出の義務のある所有者と同一である。

解体届出において、登録ファイル上の所有者に変更があった場合は、譲渡証明書等を提出(自動車登録令第18条、自動車登録規則第6条の8第2項第3号及び第3項)することとなり、これによって還付を受けるべき最終所有者(申請者)も確認されることとなる。

なお、永久抹消登録申請においては、移転登録を行った上で、永久抹消登録の申請を行うこととなるため、この時点で還付を受けるべき最終所有者(申請者)も確認されることとなる。

## 1. 還付申請手続

### 11. 還付申請はどのように行えばよいのか。

還付申請は、永久抹消登録申請又は解体の届出と同時に、これらの申請書等と一体となった還付申請書に還付申請するために必要となる事項を記載の上、運輸支局等へ提出することによって行う。(租特法施行令第51条の2第6項)【図1】(19P)

### 12. 還付申請の永久抹消登録申請又は解体の届出の後日の提出は認められるのか。

租特法施行令第51条の2第6項において、還付申請書は永久抹消登録申請又は解体の届出と同時に運輸支局長等に提出しなければならないとされており、同時に提出しなかった場合は、後日の還付申請書の提出は認められない。租特法施行令第51条の2第6項の規定により、国税通則法第74条(還付金等の消滅時効)の規定の適用は無くなるとの法律上の取扱い。

### 13. 解体報告記録がなされたことを知った日から15日以内に永久抹消登録申請又は解体届出をしなければならないが、これが、遅れた場合、還付申請はいつまでできるのか。

国税通則法第74条「還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する。」とされており、「その請求をすることができる日」は、解体報告記録がなされたことを知った日(道路運送車両法第15条第2項の規定に基づく)となり、その日から5年以内の解体の届出については、同時に還付申請ができるが、これを過ぎた場合は時効によって還付申請権が消滅するため、還付申請はできない。

### 14. なぜ、還付申請書は運輸支局等を経由して提出するのか。

廃車還付制度は、使用済自動車の適正解体の確認が条件であり、これは、車両法により運輸支局等が永久抹消登録又は解体の届出を処理する際に情報管理センターへ照会(システム処理)して確認することとなったこと及び申請者利便を考慮して、所轄税務署へ直接申請書を提出するのではなく、運輸支局等へ提出すれば所轄税務署へ経由される仕組みをとることとなったもの。(租特法施行令第51条の2第6項)

#### 15. 還付申請に必要な書類。

還付申請は、「自動車重量税還付申請書」(OCRシート、以下「還付申請書」という。)【第1号様式】(12P)を提出することにより行う。なお、還付申請書は、申請者の記載事項の重複を考慮して、永久抹消登録申請書又は解体の届出書と兼用となっている。

また、還付申請書の記載事項である「還付を受けようとする額」については、申請者の負担軽減の観点から、申請者が還付申請書に記載するのではなく、還付申請書をMOTASに入力することによって出力され、申請者に交付する「自動車重量税還付申請書付表1」【第2号様式】(13P)の掲載を申請人が確認した上で、提出する方式を採用することとしている(問21参照)。

#### 16. 還付申請書はどこで入手するのか。

還付申請書は、抹消登録等申請書と兼用となっているので、運輸支局等に近接する関係団体の窓口において申請者が入手することとなる。

#### 17. 還付申請書の「氏名又は名称」欄に文字数が納まらない場合はどうすればよいのか。また、住所コードの設定がない場合はどうか。

還付申請書の申請者欄や代理受領者欄の氏名又は名称が、フリガナで35文字、漢字で22文字を超える場合は、超過分を「自動車重量税還付申請書付表2(氏名又は名称のオーバーフロー用)」【第3号様式】(15P)に記入のうえ、還付申請書に添付して提出する。

また、住所コードの設定がない場合は、還付申請書には設定のある都道府県コードなどを記入し、還付申請書付表2にコード設定のない住所以下を記入のうえ、還付申請書に添付して提出する。

#### 18. 還付申請書に記載する振込先口座について。

還付金の支払は、日本銀行を經由して申請者が指定した還付金の受取場所に振込又は送金が行われるが、還付金の受取場所には次の3通りがある。

なお、振込みによる方法を希望する場合には、申請者(代理受領者を含む。)本人名義の口座に限り振込みを行うことができる。

- 銀行等の預金口座に振込みをする方法
- 郵便貯金の口座への振込みをする方法
- 郵便局窓口での受取りをする方法

## 《参考》郵便貯金の記号番号

1 × × × 0	× × × × × × × 1
記号部分 (5桁)	番号部分 (2～8桁)

郵便貯金の記号番号は、上記のとおり7桁から13桁までであり、先頭及び最後尾の数字は必ず「1」、5桁目の数字は必ず「0」となっている。

なお、郵便貯金総合通帳「ぱるる」の口座以外は振込みできない。

### 19. 還付金を郵便局の窓口で受け取る場合はどうすればよいのか。

郵便局窓口で受取りを希望する場合は、希望する郵便局名を還付申請書に記載することにより、後日、所轄税務署から書留で送付される「国庫金送金通知書(国税還付金送金(及び充当等)通知書)」に還付申請書に記載した郵便局名が掲載され、この通知を当該郵便局窓口へ提出することによって受け取ることができる。なお、受け取り期限は、同通知書の発行から1年以内となっている。(この旨は、国庫金送金通知書(国税還付金送金(及び充当等)通知書)に明示されている。

### 20. 還付申請書には「還付を受けようとする金額」をあらかじめ記載しなくてもよいのか。

還付申請書には、還付を受けようとする金額はあらかじめ記載しなくてもよい。

還付を受けようとする金額は、還付申請書の記載事項(租特法施行令第51条の2第5項)となっているが、還付を受けようとする金額の計算に必要な、納付済み自動車重量税額や確定日などは、必ずしも申請者が正確に認識できない場合が多いため、これらの情報を確実に取得しているMOTASにおいて還付申請書を入力することによって、機械的に計算の上、計算方法もあわせて掲載した還付申請書付表1を出力し、これを申請者が確認した上で、還付申請書とともに提出する方式を採用することとしている。

### 21. 代理人が還付申請する場合はどのような書類が必要か。

申請者が代理人に還付申請に関する権限を委任する場合は、その旨を記載、押印した委任状【別紙1】(17P)を還付申請書に添付して提出することとなる。なお、当該委任状は、永久抹消登録の代理申請の委任状と兼用として1枚で足りるが、その場合、永久抹消登録の代理申請の委任で必要となる実印、印鑑登録証明書の添付については従来どおり変更はない。

なお、還付申請書の申請代理人欄には、申請代理人の氏名及び住所を記入するとともに、

永久抹消登録等では押印は不要であるが、還付申請については、国税通則法第124条第2項の規定により押印が必要となるので留意すること。

## 22. 還付金の受領権限を委任することが出来るか。

申請者が還付金の受領権限を他者に委任する場合は、その旨を記載した委任状【別紙2】(21P)に委任者が自署、押印(実印である必要はない。)し還付申請書に添付して提出することとなる。

還付申請書には代理受領者欄の記入を行い、振込先口座欄の記入は代理受領者名義の口座を記入することとなり、これによって、代理受領者に対して還付金が支払われることとなる。

この場合、委任状が所轄税務署で確認できないことから、還付申請書における代理受領者の記載と委任状の記載が一致している旨の確認を確実にし、委任状の記載と異なったデータを国税庁へ引き継ぐことのないよう留意する。

なお、所轄税務署長が行う国税通則法第57条(充当)及び地方税法附則第9条の10(委託納付)に基づく処理(還付を受ける者に納付すべき国税がある場合に、還付金をその国税に充当及び委託納付する制度)は、あくまでも使用済自動車の最終所有者である申請者に対して行われるものである。

## 23. 使用済自動車が共同所有の場合にはどのような書類が必要か。

使用済自動車が共同所有の場合は、還付申請書に「自動車重量税還付申請書付表3【第4号様式】(16P)を添付して提出することとなる。

また、還付申請書付表3の記入方法等については以下のとおりとなる。

共同所有者それぞれが還付金を受領する場合は、還付申請書に記入した者の氏名又は名称、住所、電話番号と受領割合並びにその他の者の「共同所有者に関する事項」及び「還付される税金の受け取り場所」を記入。

代理人に還付金の受領権限を委任する場合は、還付申請書に記入した者の氏名又は名称と受領割合並びにその他の者の「共同所有者に関する事項」のみを記入するとともに、還付金の受領権限を委任する旨を記載した委任状【別紙2】(18P)に申請人が自署、押印し還付申請書に添付すること。

なお、代理人が申請する場合は、共同所有者それぞれが、代理人に永久抹消登録申請と還付申請に関する権限を委任する旨を記載、押印した委任状【別紙1】(17P)が必要となる(問22参照。)

## .還付額の計算方法

### 24 .還付を受けようとする金額の計算方法について。

還付を受けようとする金額は、自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税額を自動車検査証の有効期間の月数で除し、これに確定日(問27参照)から自動車検査証の有効期間の満了日までの月数(端数日は切捨て、以下「車検残存期間」という)を乗じて計算する。(租特法施行令第51条の2第2項、第3項、第4項)

< 計算式 >

$$\text{還付を受けようとする金額} = \frac{\text{納付された自動車重量税額}}{\text{自動車検査証の有効期間の月数} \times \text{車検残存期間}} \quad \text{1円未満は切捨て}$$

### 25 .還付を受けようとする金額の計算に必要な「自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税額」はどのようにして把握するのか。

14年7月1日以降に検査を受けた登録自動車については、MOTASにおいて、自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税額を記録しているため、このデータを還付を受けようとする金額の計算に使用する。14年6月30日以前に検査を受けた登録自動車については、MOTASに記録している車両重量又は車両総重量から自動車重量税額を特定し、還付を受けようとする金額を計算する。

【参考】例えば、検査の後、番号変更により事業用から自家用に変更となった場合については、全ての場合が14年7月1日以降の検査に係るものであるため、MOTASに記録している納付された自動車重量税額(事業用のもの)を使って還付を受けようとする金額を計算する。

### 26 .還付を受けようとする金額の計算における起算の初日はどの時点になるのか。

廃車還付制度は、自動車リサイクル法に基づきリサイクルシステムにより適正に解体処理されたことが永久抹消登録等によって確認された場合に還付される措置であるから、自動車がリサイクル過程に入ったことが国土交通大臣により確認されており、かつ、自動車重量税が自動車が車検を受けること等によって走行可能になるという法的地位または利益を受けることに着目して課税する性格であることから、当該自動車が車両法上走行できない状態であればならない。

したがって、還付を受けようとする金額の計算における起算の初日は、「引取業者から引取報告が行われたことについて国土交通大臣が情報管理センターから報告を受けた日(報告受領日)」と「一時抹消登録又は永久抹消登録がなされた日」によって、以下の場合ごとの日付け(確定日)の翌日となる。(租特法施行令第51条の2第3項、国税通則法第10条第1

項)【図2】(20P)

なお、報告受領日は、基本的に引取業者が情報管理センターに引取報告をした日(以下「引取報告日」という。)の翌日となるが、引取報告日の翌日が土日、祝日、年末年始などの閉庁日となる場合は、その翌日となる。

ケース(ア) 報告受領日の前に一時抹消登録がなされた場合  
報告受領日

ケース(イ) 報告受領日の後に一時抹消登録がなされた場合  
一時抹消登録がなされた日

ケース(ウ) 解体事由の永久抹消登録がなされた場合  
永久抹消登録がなされた日

#### 27. 還付を受けようとする金額の計算例。

起算の初日の3つのケースを想定した計算例を図3に示す。【図3】(21P)

#### 2. 還付事務

#### 28. 所轄税務署での還付事務。

国税庁では、国土交通省から引継ぎを受けた磁気テープの還付申請書の情報等を申請者の住所地等の所轄税務署に振り分け、当該税務署を管轄する国税局において申請内容の審査等を行った後、所轄税務署が還付決議又は還付不可決議を行う。

所轄税務署では、当該還付決議に基づき、支払先等の誤り等のないことを確認した上で、充当及び委託納付の処理をして残額について支払決定する。

なお、還付金の支払に際しては、申請者に対して「国税還付金振込(及び充当等)通知書」又は「国税還付金送金(及び充当等)通知書」が送付される。

また、還付金の受領権限を委任した場合には、代理受領者に対して上記の通知書を送付し、申請者に対しては「還付金のお知らせ(充当等通知書)」が送付される。

#### 29. 申請後、還付があるまでの期間はどのくらいか。

国土交通省では、運輸支局等で還付申請を受付けた後、1ヶ月分の還付申請書の情報等をまとめて翌月の第4稼動日目に磁気テープにより国税庁へ引継ぐこととしており、国税

庁では、引継ぎを受けた磁気テープの還付申請書の情報等を申請者の住所地等の所轄税務署に振り分け、当該税務署を管轄する国税局において申請内容の審査等を行った後、所轄税務署が還付決議を行うことにより、還付金の支払手続が行われる。

還付金の支払いを適正に行うためには、申請内容の審査などの所要の手続を的確に行う必要があり、その手続にある程度の日数を要する。

また、還付申請書の年間の提出件数は、大量であると予想され、一時期に集中して還付申請がなされた場合には、審査などの手続にも更なる期間が必要となる。

したがって、還付申請後、還付金の支払がなされるまでの期間は、概ね3ヶ月程度を要するものと予想される。

### 30. 還付額に関する問合せへの対応は何処が行なうのか。

運輸支局等に還付申請書を提出すると還付申請書付表1(申請者用)が交付されるが、これに掲載された「還付を受けようとする金額」に関する問合せは、運輸支局等において対応することとなる。

また、支払決定日には申請者等に「還付額」及び「充当等の額」などを明記した通知書が送付されるが、その通知の内容に関する問合せは、所轄税務署が対応することとなる。

### 31. 還付額等に対する不服申立てはどこに対して行えばよいのか。

還付申請書付表1において申請者が確認した「還付を受けようとする金額」については、不服申立てはできないが、以下の税務署長が行う処分について不服がある場合には、国税通則法第75条(国税に関する処分についての不服申立て)に基づき、異義申立はその処分をした税務署長に対し、審査請求は国税不服審判所長に対して行うこととなる。

還付をしないことの通知

充当

## 付録 1 通達 (表、様式等

□永久抹消登録申請書 □解体届出書

自動車重量税還付申請書

第3号様式の3

業務種別 7 解体届出 9 抹消 (解体)	出張 1 訂正 2 復元	処理 1 全解除 2 担当嘱托 3 担当嘱托	制限解除 1 全解除 2 担当嘱托 3 担当嘱托	⑩重量税還付申請の有無 0 なし	⑪自動車登録番号	⑫車台番号 <small>ローマ字記入時は下線をマークしてください</small>
--------------------------------	--------------------	---------------------------------	-----------------------------------	---------------------	----------	--

自動車重量税還付申請欄 (自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。)

⑬移動報告番号

⑭氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。)  
フリガナを記入して下さい(カタカナで記入、氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入、濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入。)

⑮住所 住所コードで記入して下さい。(番、号、番地、棟番号等)  
( 都道府県市区都コード - 町村コード - 小字コード ) 丁目 ローマ字記入時は下線をマークして下さい

⑯郵便番号 ⑰電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を左詰で記入)

⑱代理受領者有無区分 ⑲共同所有者区分

⑳金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「9 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入。)

㉑支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名欄に種別まで記入。)

㉒口座番号又は記号番号

㉓金融機関種別  
 0 郵便局 3 信用組合 6 農業協同組合 9 その他  
 1 銀行 4 労働金庫 7 信用漁業協同組合連合会  
 2 信用金庫 5 信用農業協同組合連合会 8 漁業協同組合

㉔支店種別  
 1 本店 3 出張所 5 本所 9 その他  
 2 支店 4 代理店 6 支所

㉕口座種類  
 1 普通預金 3 納税準備預金 5 別段預金 9 その他  
 2 当座預金 4 通知預金 6 貯蓄預金

㉖氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。)  
フリガナを記入して下さい(カタカナで記入、氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入、濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入。)

㉗住所 住所コードで記入して下さい。(番、号、番地、棟番号等)  
( 都道府県市区都コード - 町村コード - 小字コード ) 丁目 ローマ字記入時は下線をマークして下さい

㉘郵便番号 ㉙電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を左詰で記入)

申請人・届出人 (所有者) 氏名又は名称 住所

申請代理人 氏名 住所 代理受領者 氏名又は名称 住所

運輸支局長 殿  
 運輸監理部長 殿  
 税務署長 殿

平成 年 月 日

還付を受けようとする金額  
 自動車重量税還付申請書付表1のとおり

解体報告記録がなされた年月日 平成 年 月 日

(申請者用)

## 自動車重量税還付申請書付表 1

平成17年 4月 1日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

自動車登録番号	品川500さ1234	車台番号	NCR33-1234567
還付を受けようとする金額	12,600円		
申請者	氏名又は名称	コクド タロウ	
		国土 太郎	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8111	
代理受領者	氏名又は名称	カブシキガイシャ コクドコウツウモータースシステムサービスジャパン	
		株式会社 国土交通モータースシステムサービス (補完有)	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8112	
振込先口座	金融機関名・支店名	千代田銀行霞ヶ関支店	
	口座種類	普通預金	
	口座番号	1234567	

## 還付を受けようとする金額の計算方法

納付された自動車重量税相当額 × 確定日(租税特別措置法行令第五十一条の二第三項)の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数(一月未満切捨て) ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 37,800円 × 8月 ÷ 24月  
 (参考) 納付された自動車重量税額 37,800円、自動車検査証の有効期間の月数 24ヶ月、  
 確定日 平成17年 4月 1日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成17年12月10日

《お知らせ》後日、所轄税務署からソ書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。  
 また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等  
 ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

## 自動車重量税還付申請書付表 1

01 - 0001

20050401241100002

平成17年 4月 1日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

自動車登録番号	品川500さ1234	車台番号	NCR33-1234567
還付を受けようとする金額	12,600円		
申請者	氏名又は名称	コクド タロウ	
		国土 太郎	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8111	
代理受領者	氏名又は名称	カブシキガイシャ コクドコウツウモータースシステムサービスジャパン	
		株式会社 国土交通モータースシステムサービス (補完有)	
	郵便番号	100-8919	
	住所	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1-3	
	電話番号	03-5253-8112	
振込先口座	金融機関名・支店名	千代田銀行霞ヶ関支店	
	口座種類	普通預金	
	口座番号	1234567	

## 還付を受けようとする金額の計算方法

納付された自動車重量税相当額 × 確定日（租税特別措置法行令第五十一条の二第三項）の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数（一月未満切捨て） ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 37,800円 × 8月 ÷ 24月  
 （参考） 納付された自動車重量税額 37,800円、自動車検査証の有効期間の月数 24ヶ月、  
 確定日 平成17年 4月 1日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成17年12月10日

《お知らせ》 後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、大切に保管してください。  
 また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等  
 ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

## 自動車重量税還付申請書 付表 2

(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用)

自動車登録番号 (還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。)

<input type="text"/>											
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

申請者の氏名又は名称 (還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢 字

申請者の住所 (住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住 所

代理受領者の氏名又は名称 (還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢 字

代理受領者の住所 (住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住 所

## 自動車重量税還付申請書 付表3

(共同所有の場合用)

平成 年 月 日

16

共同所有者に関する事項	住 所					
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	印	印	印	印	
	電 話 番 号					
	受 領 割 合 (分数表記)	—	—	—	—	
還付される税金の受取場所	預金口座に振込みを希望する場合	銀行名等	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協
		支店名等	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所
		預金の種類	預 金	預 金	預 金	預 金
		口座番号				
	その他の場合	郵便貯金の 記号番号	-	-	-	-
		郵便局名	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局

- 注意 1 この付表は、共同所有している自動車に係る還付申請の場合に必要な事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
- 2 還付金の受領権限を委任する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、還付金の受領権限を委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 還付される税金の受取に当たって、銀行等の預金口座に振込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、郵便貯金の口座への振込みを希望する場合は、郵便貯金口座の記号番号を、郵便局窓口での受け取りを希望する場合は受け取りに便利な郵便局名を記載してください。

整理欄	照会番号
-----	------

整理欄については記入不要です。

(日本工業規格A列4番)

# 委任状

受任者 氏名

住所

上記の者に下記自動車の

- 1. 永久抹消登録申請
- 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請
- 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請

に関する権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号

平成 年 月 日

委任者 (使用済自動車の所有者)

(フリガナ)

氏名又は名称

印

\_\_\_\_\_

住所

\_\_\_\_\_

# 委任状

受任者 氏名  
住所

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号

平成 年 月 日

委任者 (使用済自動車の所有者)

(フリガナ)

氏名又は名称

印

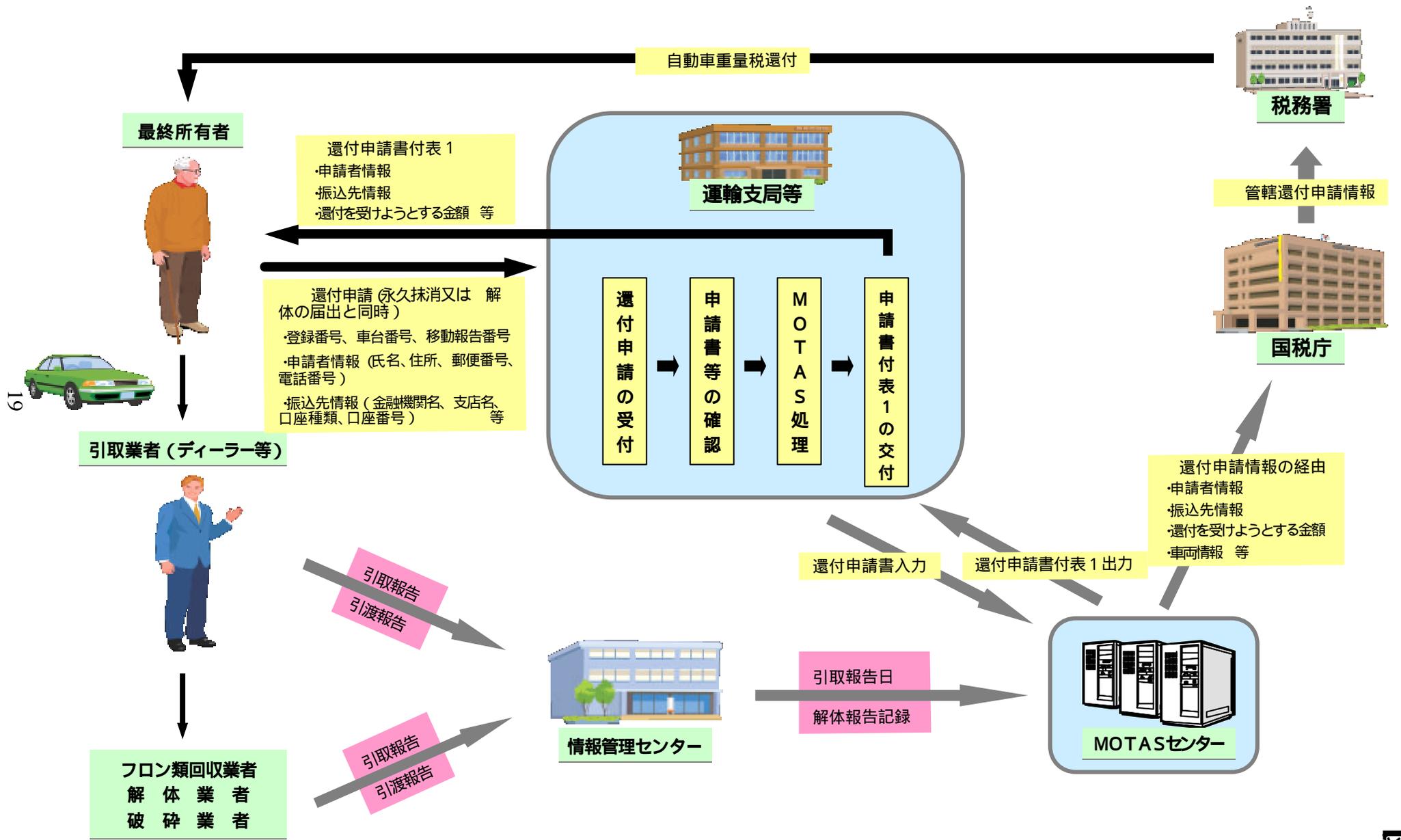
\_\_\_\_\_

住所

\_\_\_\_\_

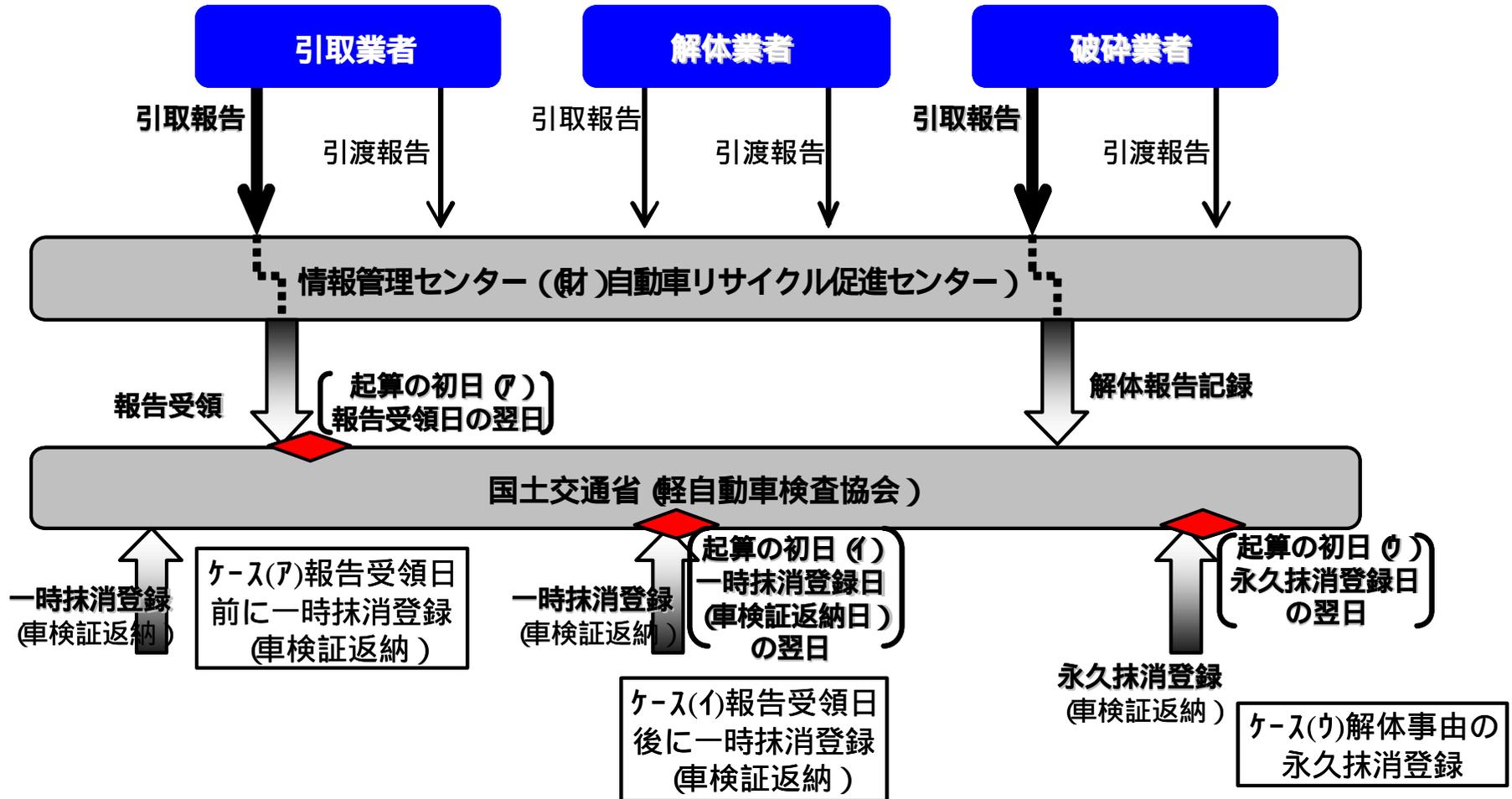
御注意 委任状は、**委任者が自署 押印してください。**  
委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第 57 条 ( 充当 ) 及び  
地方税法附則第 9 条の 10 ( 委託納付 ) の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付される  
ため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

# 自動車重量税の還付手続きのフロー



19

## 自動車重量税還付額の計算における起算の初日の考え方



## 還付を受けようとする金額の計算例

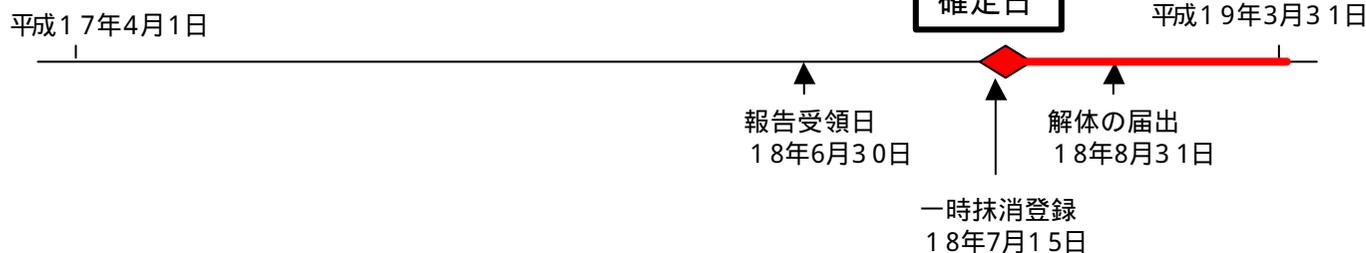
自動車検査証の交付日	平成17年 4月 1日
自動車検査証の有効期間満了日	平成19年 3月 31日
報告受領日	平成18年 6月 30日
納付された自動車重量税額	37,800円

### ケース(ア)の場合



$$\begin{aligned} \text{還付を受けようとする金額} &= 37,800\text{円} \div 24\text{月} \times 9\text{月} \\ &= 14,175\text{円} \end{aligned}$$

### ケース(イ)の場合



$$\begin{aligned} \text{還付を受けようとする金額} &= 37,800\text{円} \div 24\text{月} \times 8\text{月} \\ &= 12,600\text{円} \end{aligned}$$

### ケース(ウ)の場合



$$\begin{aligned} \text{還付を受けようとする金額} &= 37,800\text{円} \div 24\text{月} \times 7\text{月} \\ &= 11,025\text{円} \end{aligned}$$

## 廃車還付の対象自動車

自動車の種別		検査対象	自動車重量税の課非	リサイクル対象	廃車還付対象
道路運送車両法第3条 (自動車の種別)	道路運送車両法施行規則第2条(自動車の種別)別表 第1	道路運送車両法第58条(自動 車の検査及び自動車検査証) 道路運送車両法施行規則第3 5条の2(検査対象外軽自動車)	自動車重量税法第3条(課税 物件) 自動車重量税法第5条(非課 税自動車)	使用済自動車の再資源化等に 関する法律第2条(定義)	租税特別措置法第90条の12 (使用済自動車に係る自動車重 量税の還付)
普通自動車	小型、軽、大型特殊及び小型特殊以 外の自動車	検査対象	課税	リサイクル対象	還付対象
	被けん引自動車			リサイクル対象外	還付対象外
小型自動車	四輪以上の自動車(総排気量2,00 0cc以下のもの)	検査対象	課税	リサイクル対象	還付対象
	三輪自動車			リサイクル対象	還付対象
	被けん引自動車			リサイクル対象外	還付対象外
	二輪自動車			リサイクル対象外	還付対象外
軽自動車	二輪自動車以外の自動車(総排気 量が660cc以下のもの)	検査対象	課税 (一部非課税あり)	リサイクル対象	還付対象 (非課税は還付対象外)
	被けん引自動車			リサイクル対象外	還付対象外
	二輪自動車(総排気量が250cc以 下のもの)	検査対象外	課税(届出軽自動車)	リサイクル対象外	還付対象外
	カタピラ及びそりを有する軽自動車	検査対象外	課税(届出軽自動車)	リサイクル対象外	還付対象外
大型特殊自動車	イ ショベル・ローダー、ロードローラ、 ロータリ除雪自動車、フォークリフト など	検査対象	非課税	リサイクル対象外	還付対象外
	ロ 農耕トラクタ、田植機など				
小型特殊自動車	大型特殊自動車のイに掲げる自動 車で大きさが長さ4.7m、幅1.7 m、高さ2.8m以下で最高時速15 キロ以下のもの	検査対象外	不課税	リサイクル対象外	還付対象外
	大型特殊自動車のロに掲げる自動 車で最高時速が35キロ未満のもの				

## 付録2 参照条文

## 租税特別措置法 <抜粋>

(昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号)

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十二 自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。)であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者(以下この条において「所有者」という。)に(当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に)還付する。

2 前項の規定により同項の還付金の還付を受けようとする使用済自動車の所有者は、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定めるところにより、国土交通大臣等(自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。)を経由して、政令で定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

## 租税特別措置法施行令 <抜粋>

(昭和三十二年三月三十一日政令第四十三号)

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付の申請等)

第五十一条の二 法第九十条の十二第一項に規定する解体されたものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める手続がされたものとする。

一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四条に規定する登録を受けたもの(同法第十五条に規定する永久抹消登録のうち解体を事由とするもの(以下この条において「永久抹消登録」という。))又は同法第十六条第三項の規定による届出のうち解体を事由とするもの(以下この条において「登録自動車の届出」という。)

二 前号に掲げる自動車以外のもの(道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出

のうち解体を事由とするもの(以下この条において「検査対象軽自動車の届出」という。)

- 2 法第九十条の十二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法第九十条の十第一項に規定する自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を自動車検査証の有効期間の月数で除し、これに確定日から当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの月数を乗じて計算した金額とする。
- 3 前項に規定する確定日とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。
  - 一 法第九十条の十二第一項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という)に係る永久抹消登録を受けた場合 当該永久抹消登録を受けた日
  - 二 使用済自動車に係る登録自動車の届出を行つた場合 道路運送車両法第十五条の二第五項若しくは第十六条第二項に規定する一時抹消登録を受けた日又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八十一条第一項の規定により当該使用済自動車を引き取つたことが同法第二条第十一項に規定する引取業者から同法第一百四十四条に規定する情報管理センターに報告されたことについて国土交通大臣が報告を受けた日(次号において「報告受領日」という。)のいずれか遅い日
  - 三 使用済自動車に係る検査対象軽自動車の届出を行つた場合 自動車検査証を国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長若しくは道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会(以下この条において「協会」という。)に返納した日又は報告受領日のいずれか遅い日
- 4 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 法第九十条の十二第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 申請者の住所及び氏名又は名称
  - 二 使用済自動車の自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
  - 三 還付を受けようとする金額
  - 四 その他参考となるべき事項
- 6 法第九十条の十二第一項の規定により同項の還付金を受けようとする使用済自動車の所有者は、永久抹消登録の申請、登録自動車の届出又は検査対象軽自動車の届出と同時に、前項に掲げる事項を記載した申請書を、国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は協会に対し経由のため提出しなければならない。
- 7 法第九十条の十二第二項に規定する政令で定める場所は、使用済自動車の所有者(同法第一項に規定する所有者をいう)が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定め

る場所とする。

- 一 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の施行地(以下この条において「国内」という)に住所を有する個人である場合 その住所地
- 二 国内に住所を有せず居所を有する個人である場合 その居所地
- 三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合 その本店又は主たる事務所の所在地
- 四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものを有する者である場合 その事務所、営業所その他これらに準ずるものの所在地(これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地)
- 五 前各号に掲げる場合以外の場合 当該使用済自動車に係る永久抹消登録、登録自動車の届出又は検査対象軽自動車の届出の事務をつかさどる官公署又は協会の所在地

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律 <抜粋>

(平成十四年七月十二日法律第八十七号)

(定義)

第二条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車(次に掲げるものを除く。)をいう。

- 一 被けん引車(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。)
- 二 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であって、二輪のもの(側車付きのものを含む。)
- 三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車(被けん引車を除く。)
- 四 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車

2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用(倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。)を終了したもの(保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあつては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの)をいう。

(略)

11 この法律において「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業(自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬の

みを行う事業を除く。)をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて第四十二条第一項の登録を受けた者をいう。

(略)

(使用済自動車の引渡義務)

第八条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

(引取業者の登録)

第四十二条 引取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(略)

(再資源化預託金等の預託義務)

第七十三条 自動車(第三項に規定するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の所有者は、当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録(道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。)を受けるとき(同法第三条に規定する軽自動車(同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。)にあっては当該自動車が最初の自動車検査証の交付(同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。)を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあっては当該自動車が最初の車両番号の指定(同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。)を受けるとき)までに、当該自動車に係る再資源化等料金(次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第三十四条第一項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金(当該自動車製造業者等が存しない場合又は当該自動車製造業者等を確認することができない場合(次項各号において「製造業者不存在の場合」という。)にあっては、指定再資源化機関が第八十八条第一項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金)をいう。第三項において同じ。)に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理人に対し預託しなければならない。

(略)

(移動報告)

第八十一条 引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車

の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

(略)

(指定)

第百十四条 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務(以下「情報管理業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報管理センターとして指定することができる。

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令 <抜粋>

(平成十四年十二月二十日政令第三百八十九号)

(自動車から除かれるもの)

第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第四号の政令で定める自動車は、次のとおりとする。

- 一 農業機械又は林業機械に該当する自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。)
- 二 走行装置としてカタピラ及びそりを有する自動車
- 三 競走用自動車(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。)
- 四 自衛隊の使用する装甲車両
- 五 前各号に掲げるもののほか、特殊の用途に使用する自動車として主務省令で定めるもの
- 六 自動車製造業者等(法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。)が自動車に係る試験又は研究の用途に供するために製造等(同条第十五項に規定する製造等をいう。)をした自動車(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するもの及び前各号に掲げるものを除く。)

(登録の一般的効力)

第四条 自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。)は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(永久抹消登録)

第十五条 登録自動車の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター(以下単に「情報管理センター」という。)に当該自動車同法の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録(以下「解体報告記録」という。)がなされたことを知つた日)から十五日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

- 一 登録自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。

(略)

(輸出抹消登録)

第十五条の二 登録自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、輸出抹消仮登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消仮登録証明書の交付を受けなければならない。ただし、その自動車を一時的に輸出した後本邦に再輸入することが見込まれる場合であつて輸出抹消仮登録を受けさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定めるものに該当する場合には、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき輸出抹消仮登録をしたときは、申請者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出抹消仮登録証明書を交付するものとする。

(略)

4 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消仮登録証明書に係る自動車が輸出されることなく当該

輸出抹消仮登録証明書の有効期間が満了したときは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消仮登録証明書を返納しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をし、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

(一時抹消登録)

第十六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき一時抹消登録をしたときは、申請者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

3 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知つた日)から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。

(略)

(解体等又は輸出に係る届出)

第六十九条の二 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、当該自動車について前条第一項第一号又は第二号に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知つた日)から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(略)

(情報管理センターに対する照会)

第九十九条の三 国土交通大臣は、情報管理センターに対し、国土交通省令で定めるところにより、解

体報告記録に関し、必要な事項を照会することができる。

## 国税通則法 <抜粋>

(昭和三十七年四月二日法律第六十六号)

### (期間の計算及び期限の特例)

第十条 国税に関する法律において、月又は年をもつて定める期間の計算は、次に定めるところによる。

- 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。
- 三 前号の場合において、月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応ずる日の前日に満了する。ただし、最後の月にその応ずる日がないときは、その月の末日に満了する。

2 国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限(時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く)が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもつてその期限とみなす。

### (充当)

第五十七条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつている国税があるときは、前条第一項の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならない。この場合において、その国税のうちに延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充当しなければならない。

2 前項の規定による充当があつた場合には、政令で定める充当をするのに適することとなつた時に、その充当をした還付金等に相当する額の国税の納付があつたものとみなす。

3 国税局長、税務署長又は税関長は、第一項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

(国税に関する処分についての不服申立て)

第七十五条 国税に関する法律に基づき処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる。

- 一 税務署長がした処分(次項に規定する処分を除く。)その処分をした税務署長に対する異議申立て
- 二 国税局長がした処分 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て
  - イ その処分をした国税局長に対する異議申立て
  - ロ 国税不服審判所長に対する審査請求
- 三 国税庁長官がした処分 国税庁長官に対する異議申立て
- 四 税関長がした処分 その処分をした税関長に対する異議申立て
- 五 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分 国税不服審判所長に対する審査請求

2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に掲げる行政機関の長がその処分をしたものとみなして、当該行政機関の長に対して異議申立てをすることができる。

- 一 国税局の当該職員 その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長
- 二 国税庁の当該職員 国税庁長官

3 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は前項第一号の規定による異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。第五項において同じ。)についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

4 第一項第一号若しくは第四号又は第二項第一号の規定により異議申立てをすることができる者は、次の各号の一に該当するときは、その選択により、異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

- 一 所得税法 若しくは法人税法 に規定する青色申告書又は同法第百三十条第一項(青色申告書等に係る更正)に規定する連結確定申告書等に係る更正(その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。)に不服があるとき。
- 二 その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定による教示をしなかつたとき。
- 三 その他異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき。

5 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は第二項第一号の規定による異議申立てをしている者は、異議申立てをした日の翌日から起算して三月を経過しても異議申立てについての決定がないときは、当該異議申立てに係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

6 国税に関する法律に基づく処分で国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がしたものに不服がある場合には、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がその処分をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

(書類提出者の氏名及び住所の記載等)

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)及び住所又は居所を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人(代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。)によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者(人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。)、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

2 前項に規定する書類には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者が押印しなければならない。

- 一 当該書類を提出する者が法人である場合 当該法人の代表者
- 二 納税管理人又は代理人によつて当該書類を提出する場合 当該納税管理人又は代理人
- 三 不服申立人が総代を通じて当該書類を提出する場合 当該総代
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該書類を提出する者

地方税法 <抜粋>

(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

附 則

(譲渡割の賦課徴収の特例等)

第九条の四 譲渡割の賦課徴収は、当分の間、附則第九条の十の規定を除くほか、第一章第二節から第十四節まで、第七十二条の八十四、第七十二条の八十八第二項後段及び第三項、第七十二条

の九十、第七十二条の九十三並びに第七十二条の九十四の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、国税通則法第七十一条第一号の規定に基づき同法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等（附則第九条の十一第二項において「更正決定等」という。）をすることができる期間については、譲渡割及び消費税は、同一の税目に属する国税とみなして、同法第七十一条第一号の規定を適用するものとする。

2 譲渡割に係る延滞税及び加算税（その賦課徴収について消費税の例によることとされる譲渡割について納付される延滞税及び課される加算税をいう。附則第九条の九において同じ。）は、譲渡割として、本条から附則第九条の十六までの規定を適用する。

#### （譲渡割の申告の特例）

第九条の五 譲渡割の申告は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告については、第七十二条の八十七第一項中「第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県（以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という。）の知事」とあるのは「税務署長」と、当該譲渡割課税道府県の知事」とあるのは「当該税務署長」と、同条第二項及び第三項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段中「譲渡割課税道府県の知事」とあるのは「税務署長」とする。

#### （譲渡割に係る充当等の特例）

第九条の十 国税通則法第五十七条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。ただし、附則第九条の四の規定により併せて更正され若しくは決定され又は附則第九条の五の規定により併せて申告された譲渡割及び消費税に係る還付金をその額の計算の基礎とされた課税期間（第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。次条第二項において同じ。）の譲渡割及び消費税で納付すべきこととなつているものに充当する場合は、この限りでない。

一 附則第九条の四の規定により併せて更正され若しくは決定され若しくは附則第九条の五の規定により併せて申告され又は附則第九条の六の規定により併せて納付された譲渡割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつている国税がある場合における当該還付金等

二 国税に係る還付金等（前号に該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき附則第九条の四又は第九条の五の規定により併せて賦課され又は申告された譲渡割及び消費税で納付すべきこととなつているもの（次項及び第三項において「未納譲渡割等」という。）がある場合における当該還付金等

- 2 前項第一号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等（未納譲渡割等又は納付すべきこととなつているその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納譲渡割等又は納付すべきこととなつているその他の国税を納付することを委託したものとみなす。
- 3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等（未納譲渡割等に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納譲渡割等を納付することを委託したものとみなす。
- 4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。
- 5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした国税局長又は税務署長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。